

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月4日 06時00分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市温福漁港南南西方沖 越路三等三角点から真方位300° 860m付近 (概位 北緯38° 37.0′ 東経139° 34.8′)
事故の概要	漁船金星丸は、航行中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 金星丸、0.83トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-2565（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に亀裂、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、箱眼鏡で磯をのぞきながら貝や海藻を採取する磯見漁の目的で、温福漁港南南西方沖の入り江となった漁場に到着したが、すでに2隻の漁船が操業していたので別の漁場に移動することにした。</p> <p>本船は、右舷船首方の消波ブロックと左舷船首方の水面上に見える岩礁との間をゆっくり通過して入り江から出ようとしたところ、船外機が水面下の岩礁に接触して停止した。</p> <p>本船は、船長が、船外機を始動できたので異常がないと思い、別の漁場に移動するため温福漁港南南西方沖を北北東進中、後部甲板下にある物入れの開口部の蓋を開けたところ、海水が溜まっていることに気づき、急いで帰航中、温福漁港西方沖で浸水が増して転覆した。</p> <p>船長は、転覆した際に海へ投げ出されたものの、泳いで付近の海岸にたどり着いた。</p> <p>本船は、船長から依頼を受けた僚船により、温福漁港にえい航された。</p> <p>船長は、ふだん視認できる水面下の岩礁が、本事故時、海水の濁りにより見えなかったため、左舷船首方に見える水面上の岩礁との距離を目安にしたが、ふだんより水面下の岩礁に近づいて航行していたのではないかと、本事故後に思った。</p> <p>入り江の出入口は、幅約2.5mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>

<b>分析</b>	本船は、温福漁港南南西方沖にある入り江の出入口を航行中、船長が、海水の濁りにより同出入口の水面下の岩礁が視認できず、同岩礁に接近して航行したことから、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、温福漁港南南西方沖にある入り江の出入口を航行中、船長が、海水の濁りにより同出入口の水面下の岩礁が視認できず、同岩礁に接近して航行したため、同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。